

I 計画策定の趣旨(案)

男女共同参画社会^{*}は、男女共同参画社会基本法第2条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

国では、2000(平成12)年にこの「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置づけられています。2015(平成27)年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍がさらに求められる状況のなか、充実した取り組みにつなげていくため、「第4次男女共同参画基本計画」が2015(平成27)年12月に策定されました。また、2014(平成26)年9月に、国連事務総長とその親善大使のエマ・ワトソンにより発表された、国連機関「UN Women(国連女性機関)」による女性の地位向上に男性の参加を促す社会連帯運動として、すべての人がジェンダー平等の実現のために参加し変革の主体となれるよう、世界各国で「He For She(彼から彼女へ)」への賛同の署名が広がっています。さらに、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」として17の国際目標が示されました。そのゴール5に「ジェンダー平等の実現」があげられ、世界的に取り組みが進められます。

このような情勢の中、本市においても例外ではなく、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、女性の働き方について社会の意識の変化が見られます。

2019(令和元)年実施の「伊賀市男女共同参画に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)結果をみると、女性が出産や育児で仕事を辞めることなく続けて仕事をするを望むという回答が、最も高い割合を占めました。また、職場における男女の平等について、「昇進・昇格」は、前回調査に比べて改善されているものの、「男性の方が優遇」と感じる人の割合が3割を占めています。男性も積極的に子育てにかかわれるような職場環境づくりや啓発をすすめることが必要です。ライフステージ^{*}に関わらず、それぞれが望む生き方を選択できることは、人々の生活が充実したものになり、豊かで魅力あるまちづくりにもつながります。そのためには、男女がともに家庭生活と仕事やその他の活動を両立できるよう、支援を強化していかなければなりません。また、政策・方針決定の場において、男性が優遇されていると感じる人が多く、豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性のエンパワーメント^{*}や、女性の参画を受け入れる体制づくりが必要です。

こうしたことから、本計画は、「伊賀市男女共同参画推進条例」第8条に基づき、男女共同参画社会^{*}を早期に実現するため、第3次計画の成果や課題をもとに、近年の社会情勢の変化や市民意識を踏まえ、新たに「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」(以下「第4次計画」という。)を策定するものです。

